

平成24年度北九州市決算



結び合う ちから
未来へ 響きあう

平成25年8月

北九州市

目 次

平成24年度決算の概要	1
1 一般会計	2
(1) 概要	2
(2) 歳入の主な特徴	3
① 市税収入	
② 地方交付税等	
③ 市債発行額	
(3) 歳出(性質別)の主な特徴	5
① 義務的経費	
② 扶助費及び福祉・医療関係繰出金	
③ 投資的経費	
(4) 財源調整用基金残高	7
(5) 市債残高	7
2 特別会計	8
3 企業会計	8
(1) 上水道事業会計	8
(2) 工業用水道事業会計	8
(3) 交通事業会計	8
(4) 病院事業会計	8
(5) 下水道事業会計	8
4 平成24年度における収支改善の取組み	9
5 健全化判断比率等	10
(1) 実質赤字比率	10
(2) 連結実質赤字比率	10
(3) 実質公債費比率	10
(4) 将来負担比率	11
(5) 資金不足比率	11

平成24年度決算の概要

○ 歳入…市税が2年ぶりの減少 歳出…義務的経費が過去最高額

歳入面では、固定資産税や都市計画税、環境未来税の減収等により市税収入が前年度から43億円減少した。なお、市税収入率は昨年度に引き続き向上した。

一方、歳出面では、人件費は前年度に引き続き減少したものの、扶助費や公債費の増加により義務的経費は過去最高額となった。また、投資的経費は前年度と同水準を確保した。

○ 3年ぶりに財源調整用基金の取り崩しを行い、基金残高は49億円減少

平成24年度は、歳入面では、法人市民税や環境未来税の減収等により市税収入が当初予算を21億円下回った。また、歳出面においても、年度途中で障害福祉サービス費など追加の財政需要が生じたことなどにより、前年度よりも収支ギャップが拡大し、3年ぶりに財源調整用基金の取り崩しを行った。

これに伴い、平成24年度末における基金残高は前年度の292億円から49億円減少し、243億円となった。

○ 市債残高 … 臨時財政対策債を除く市債残高は減少

地方交付税の振り替えである臨時財政対策債を除く市債残高は、7,728億円となり、前年度に比べ3億円の減少となった。なお、臨時財政対策債を含めた市債残高は、9,703億円となり、前年度に比べ243億円の増加となった。

○ 病院事業会計 平成6年度以来18年ぶりに損益収支が黒字に転換

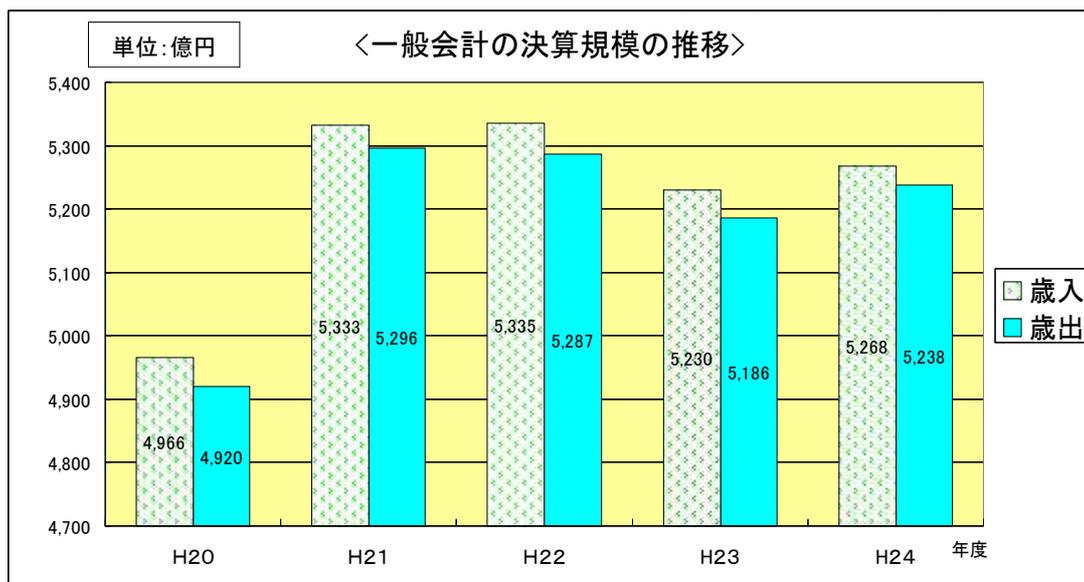
病院事業会計において、経営改善策の取組み等により、平成6年度以来18年ぶりに、損益収支が11億円超の黒字に転換するとともに、単年度実質収支は3年連続の黒字となった。

1 一般会計

(1) 概要

① 歳入規模は2年ぶり、歳出規模は3年ぶりの増

平成24年度一般会計決算は、歳入決算額5,268億27百万円、歳出決算額5,237億85百万円で、いずれも前年度より増加した。



② 実質収支は46年連続の黒字

実質収支は13億8百万円で、昭和42年度以来46年連続の黒字となった。

(単位: 百万円)

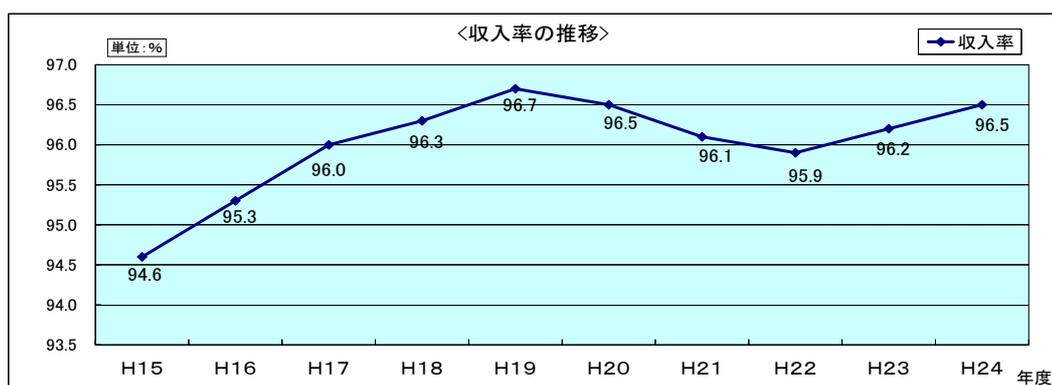
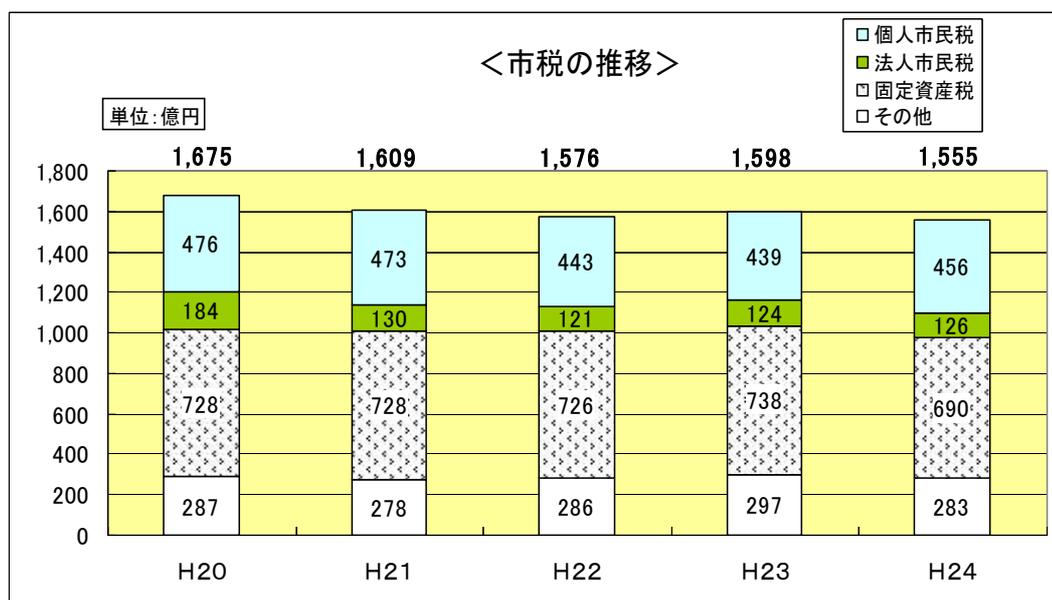
区分	24年度	23年度	増減額	増減率
歳入決算額(A)	526,827	522,999	3,828	0.7%
歳出決算額(B)	523,785	518,602	5,183	1.0%
形式収支(C=A-B)	3,042	4,397	△ 1,355	△ 30.8%
繰り越すべき財源(D)	1,734	2,609	△ 875	△ 33.5%
実質収支(E=C-D)	1,308	1,788	△ 480	△ 26.9%

(2) 歳入の主な特徴

① 市税収入 … 2年ぶりの減少

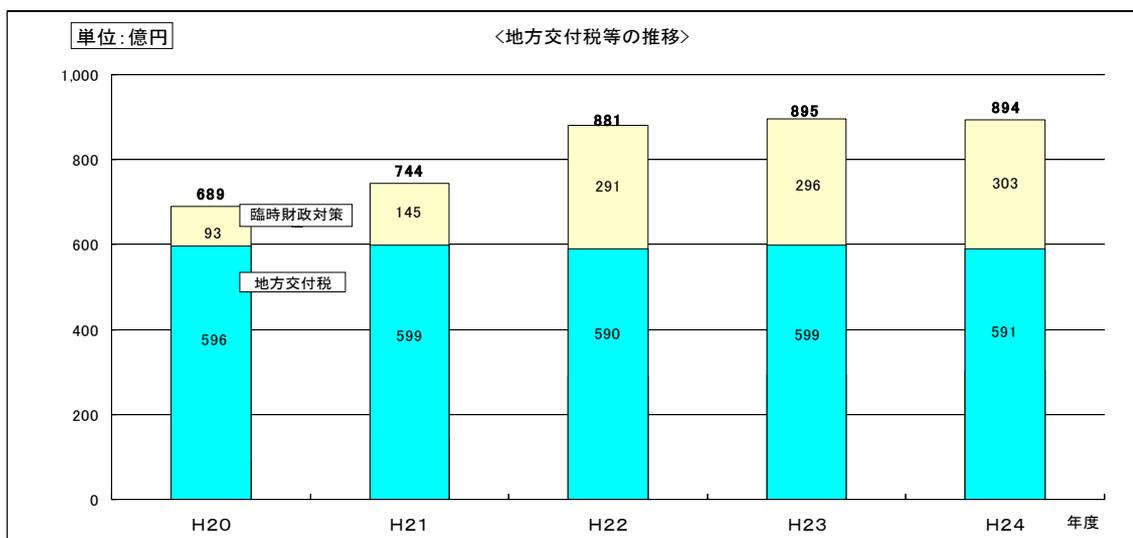
市税全体では、固定資産税や都市計画税、環境未来税の減収等により、1,555億円と対前年度比42億71百万円(△2.7%)の減少となった。

- ・ 個人市民税は、年少扶養控除の廃止等税制改正の影響などにより、456億6百万円と対前年度17億48百万円(+4.0%)の増となった。
- ・ 法人市民税は、納税義務者の増加等に伴う法人税割の増により、126億31百万円と対前年度2億36百万円(+1.9%)の増となった。
- ・ 固定資産税は、土地、家屋に係る分が、地価の下落や評価替えにより減少したことなどにより、690億2百万円と対前年度48億14百万円(△6.5%)の減となった。都市計画税についても、同様の理由により、116億57百万円と対前年度7億22百万円(△5.8%)の減となった。
- ・ 環境未来税は、産業廃棄物のリサイクルの増加等により搬入量が減少したことにより7億76百万円と対前年度5億75百万円(△42.6%)の減となった。
- ・ 市税収入率は、96.5%と前年度に比べ0.3ポイント上昇し、昨年度に引き続き向上した。



② 地方交付税等 … 前年度と同程度の水準

地方交付税590億44百万円と臨時財政対策債303億15百万円を合わせた総額は、893億59百万円で、対前年度94百万円(△0.1%)の減となった。



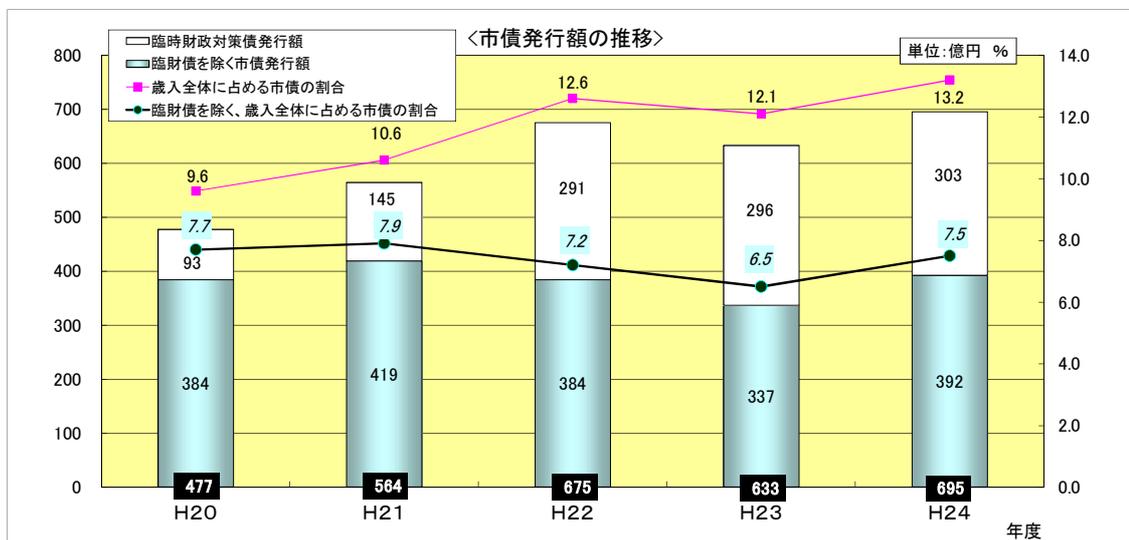
■臨時財政対策債…国の地方交付税への財源不足対策として、平成13年度に創設された地方債。その元利償還金相当額については、全額が後年度地方交付税で措置される。

③ 市債発行額

… 臨時財政対策債を除く発行額は、対前年度55億円の増

地方交付税の振り替えである臨時財政対策債を除く市債発行額は、392億61百万円で、対前年度54億95百万円(+16.3%)の増となり、歳入全体に占める市債の割合は、前年度を1.0ポイント上回り7.5%となった。

なお、臨時財政対策債を含めた市債発行額は、695億76百万円で、対前年度62億61百万円(+9.9%)の増となり、歳入全体に占める市債の割合は、前年度を1.1ポイント上回り13.2%となった。



(3) 歳出(性質別)の主な特徴

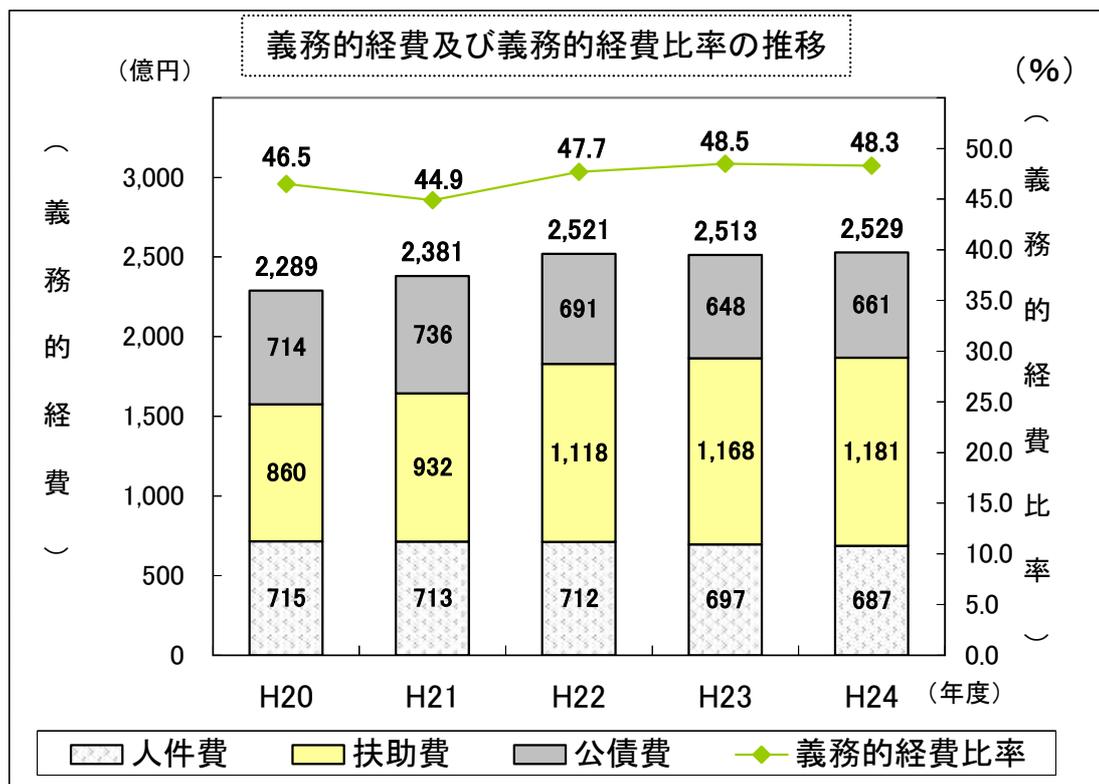
① 義務的経費 … 扶助費及び公債費の増加により過去最高額

人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費は2,528億99百万円で、前年度を15億55百万円(+0.6%)上回り、過去最高額となった。一方、義務的経費比率については、48.3%と前年度から0.2ポイント減少した。

扶助費は、障害福祉サービス費の増加等により、対前年度12億67百万円(+1.1%)増の1,180億57百万円となり、過去最高額となった。

また、公債費は、満期一括償還に係る基金積立金の増等により、対前年度13億20百万円(+2.0%)増の661億28百万円となった。

一方、人件費は、共済費の減などにより、対前年度10億31百万円(△1.5%)減の687億14百万円となり、人件費比率は、13.1ポイントと過去最低の水準となった。

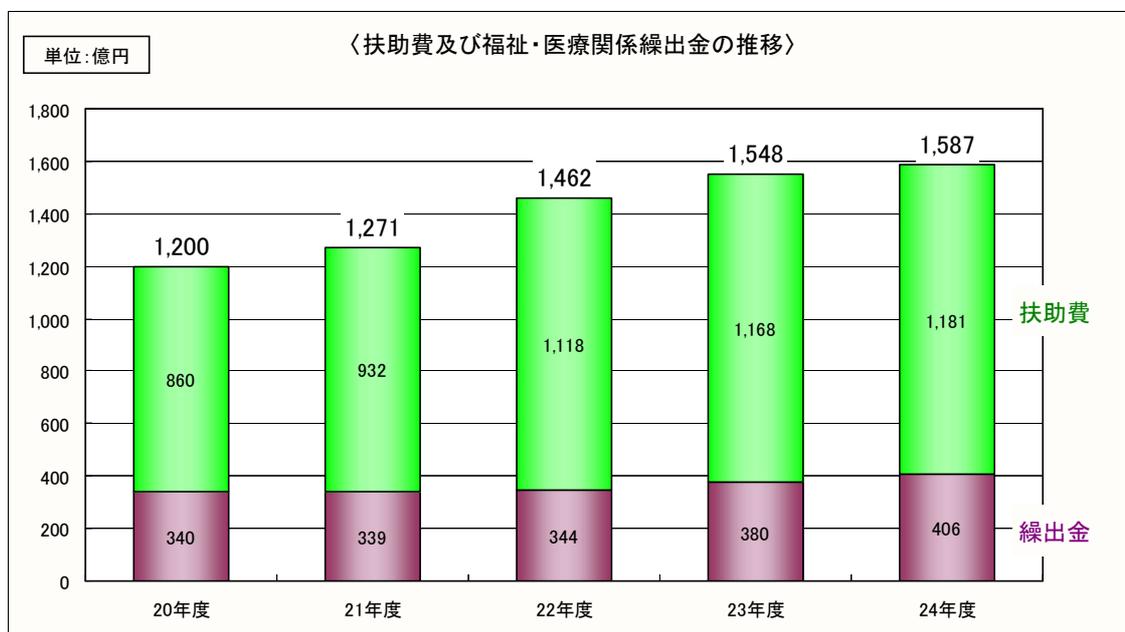


■ 扶助費・・・福祉の法令等に基づいて実施する医療費の援助や各種手当での支給、生活保護費、福祉施設の運営などに要する経費

② 扶助費及び福祉・医療関係繰出金

… 高齢化社会の進展等に伴い、6年連続の増加

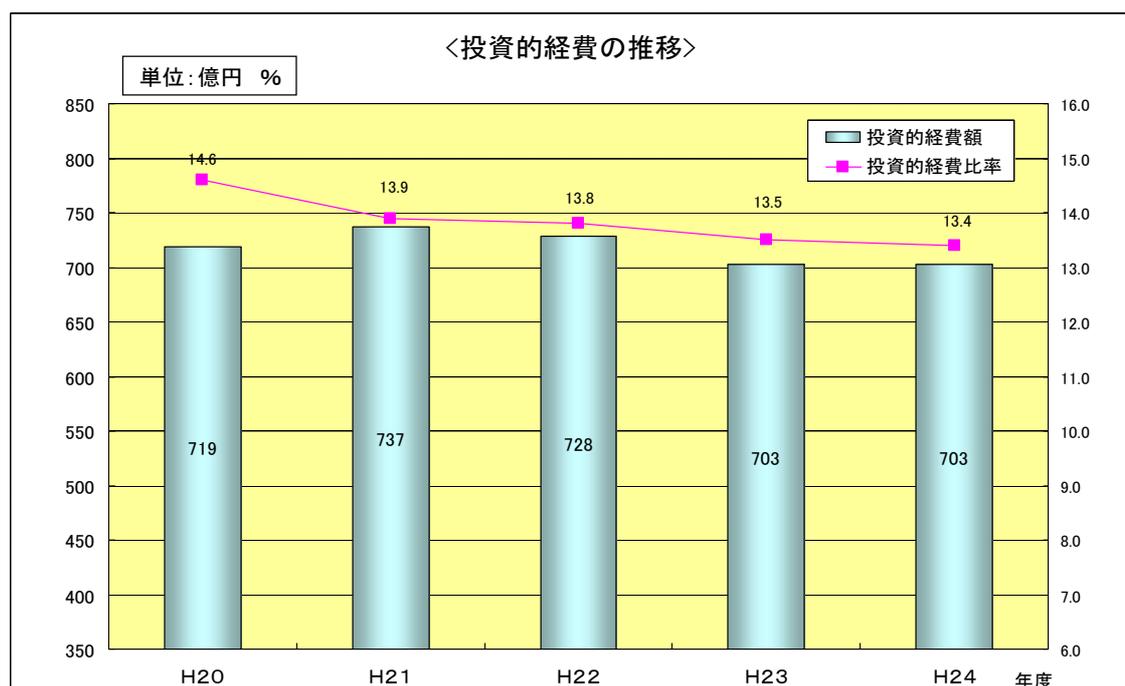
高齢化社会の進展等に伴う扶助費及び福祉・医療関係繰出金は、1,586億58百万円で、対前年度38億43百万円(+2.5%)の増と6年連続の増加となった。



■ 福祉・医療関係繰出金…国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の各特別会計への繰出金

③ 投資的経費 … 前年度と同水準を確保

投資的経費は702億99百万円で、対前年度33百万円(+0.0%)の増と、前年度と同程度の水準を確保した。投資的経費比率も、前年度とほぼ同率の13.4%であった。

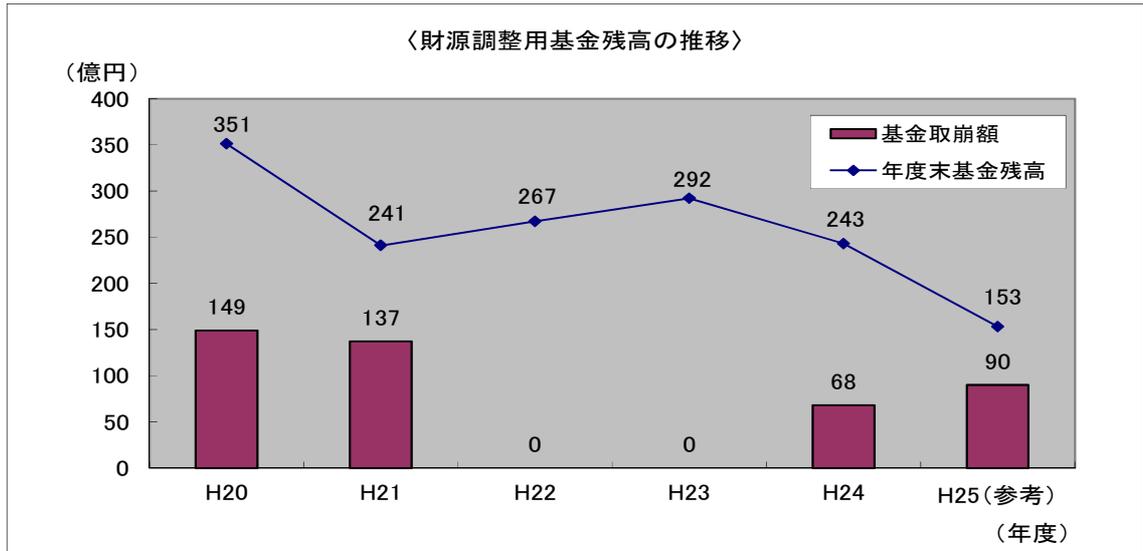


(4) 財源調整用基金残高

… 3年ぶりに取り崩しを行い、基金残高は49億円減少

平成24年度は、歳入面では、法人市民税や環境未来税の減収等により市税収入が当初予算を21億円下回った。また、歳出面においても、年度途中で障害福祉サービス費など追加の財政需要が生じたことなどにより、前年度よりも収支ギャップが拡大し、3年ぶりに財源調整用基金の取り崩しを行った。

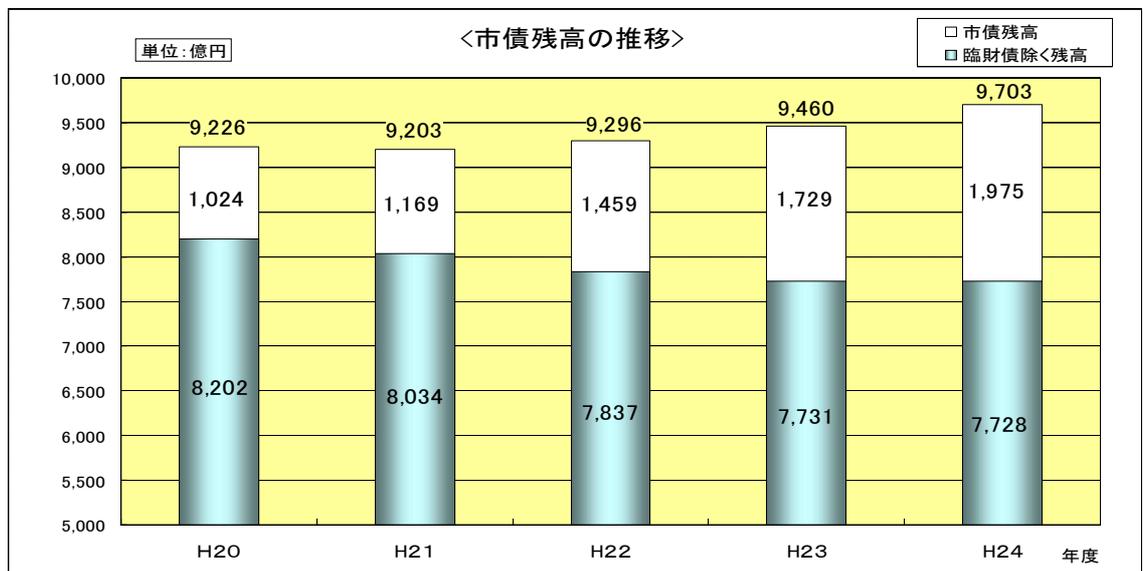
これに伴い、平成24年度末における基金残高は前年度の292億円から49億円減少し、243億円となった。



※平成24年度までは決算額、平成25年度は6月補正後予算額

(5) 市債残高 … 臨時財政対策債を除く市債残高は減少

臨時財政対策債を除く市債残高は、7,727億55百万円となり、対前年度3億42百万円の減となった。なお、臨時財政対策債を含めた市債残高は、9,703億7百万円となり、対前年度243億14百万円(+2.6%)の増となった。



2 特別会計

○ 実質収支は23会計中19会計が黒字

北九州市の平成24年度特別会計決算は、歳入決算額5,113億99百万円、歳出決算額4,999億43百万円で、実質収支は113億3百万円の黒字となった。

23会計のうち、国民宿舎特別会計、公債償還特別会計、土地取得特別会計及び臨海部産業用地貸付特別会計が収支ゼロ、前記を除く19会計で実質収支は黒字となった。

3 企業会計

○ 病院事業 … 平成6年度以来18年ぶりに損益収支が黒字に転換

平成24年度企業会計決算において、損益収支は上水道事業会計、工業用水道事業会計、病院事業会計の3会計が黒字となり、病院事業会計は、3年連続で単年度実質収支が黒字となった。

(単位:百万円)

区 分	上水道事業	工業用水道	交通事業	病院事業	下水道事業
損益収支	1,085	471	△ 54	1,109	△ 58
単年度実質収支	△ 244	17	17	1,390	△ 31
平成24年度末資金剰余	5,084	1,500	1,650	2,402	2,797

- (1) 上水道事業会計では、減価償却費等が増加したものの、職員給与費が減少したことなどにより、損益収支の額は、前年度とほぼ同じ10億85百万円の黒字となった。
- (2) 工業用水道事業会計では、料金収入が減少したものの、固定資産の売却益などにより損益収支の額は前年度より1億40百万円増加し、4億71百万円の黒字となった。
- (3) 交通事業会計では、前年度と同程度の料金収入を確保したものの、減価償却費の増加などにより、損益収支の額は54百万円の赤字となった。また、単年度実質収支は、経営努力により、17百万円の黒字を確保した。
- (4) 病院事業会計では、経営改善の取組みによる料金収入の増加や減価償却費の減、経費の節減などにより、損益収支の額は前年度より13億82百万円増加し、平成6年度以来18年ぶりに11億9百万円の黒字に転換した。また、単年度実質収支は13億90百万円の黒字となり、3年連続の黒字となった。
- (5) 下水道事業会計では、使用料収入の減少などにより、損益収支の額は前年度より71百万円減少し、58百万円の赤字となった。

4 平成24年度における収支改善の取組み

「北九州市経営プラン」に基づく収支改善効果額は、当初目標の46億円を達成した。

効果額は一般財源ベース(単位:億円)

区 分		効果額	備 考
歳 入	貸付金の繰上償還	4	・工業用水道事業会計等への貸付金の繰上償還
	特別会計の剰余金の活用	1	・中央卸売市場特別会計等の剰余金の活用
	国庫補助金の活用	12	・コムシティ改修事業への社会資本整備総合交付金の活用等
	広告収入等による収入の確保	5	・ネーミングライツ等広告収入 ・西折尾地区等住環境整備事業における分譲地の早期売払い
小 計		22	
歳 出	職員数の削減	8	・人件費の削減
	事務事業の見直し	16	・行政評価、棚卸しによる事務事業の見直し ・指定管理者制度導入の推進
小 計		24	
平成24年度における収支改善額		46	

5 健全化判断比率等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められた健全化判断比率等は、フローとストックの両面から財政の健全性を総合的に判断するものである。

(1) 実質赤字比率 …… — %(実質黒字のため、比率なし)

一般会計等の実質的な赤字額の標準財政規模(自治体が標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模)に対する割合によって、財政運営の健全性を表す指標。

平成24年度決算において実質黒字であったため、実質赤字比率はない。

■本市に適用される基準	早期健全化基準	11.25%
	財政再生基準	20.00%

（一般会計等：一般会計、土地区画整理、土地区画整理清算、公債償還、住宅新築資金等貸付、土地取得、母子寡婦福祉資金、臨海部産業用地貸付の各特別会計）

(2) 連結実質赤字比率 …… — %(実質黒字のため、比率なし)

企業会計等を含む市全体での実質的な赤字額の標準財政規模に対する割合によって、財政運営の健全性を表す指標。

平成24年度決算において実質黒字であったため、連結実質赤字比率はない。

■本市に適用される基準	早期健全化基準	16.25%
	財政再生基準	30.00%

(3) 実質公債費比率 …… 10.8%【H23:11.4%】

地方債償還額及び地方債の償還に準じる歳出額の標準財政規模に対する割合によって、財政運営の健全性を表す指標。3ヶ年平均で算出する。(23年度:H21~H23、24年度:H22~H24)

前年度から0.6ポイント減少したが、これは、地方債元利償還金の減少等によるものである。

■本市に適用される基準	地方債協議・許可制移行基準	18.0%
	早期健全化基準	25.0%
	財政再生基準	35.0%

(4) 将来負担比率 …… 170.3% 【H23:166.9%】

一般会計等の地方債残高をはじめとした、将来負担することが見込まれる各種経費の総額の標準財政規模に対する割合によって、市の将来に向けた財政運営の健全性を表す指標。

前年度から3.4ポイント増加したが、これは、黒崎副都心「文化・交流拠点地区」整備事業等に係る債務負担行為に基づく支出予定額が増加したことなどによるものである。

■本市に適用される基準 早期健全化基準 400.0%

(5) 資金不足比率 …… — % 【H23: — %】

(H24は資金不足を生じた会計がないため、比率なし)

公営企業会計ごとの資金不足額が、営業収益等の事業規模に対してどの程度の割合があるかによって、公営企業会計の経営の健全性を表す指標。

平成24年度決算においては、前年度と同様、公営企業会計全てにおいて資金不足を生じていないため、資金不足比率はない。

■本市に適用される基準 経営健全化基準 20.0%

健全化判断比率等が基準以上となると…

■早期健全化基準以上である場合 → 【自主的な改善努力による財政健全化】

- ・財政健全化計画(公営企業会計においては、経営健全化計画)の策定の義務付け
- ・実施状況を毎年度議会及び総務大臣に報告
- ・財政運営に関して、総務大臣による勧告

■財政再生基準以上である場合 → 【国の関与による確実な再生】

- ・財政再生計画の策定及び計画に基づく予算編成の義務付け
- ・財政再生計画の内容を総務大臣に協議し、
 - 同意がない場合＝災害復旧等、一定の場合を除く地方債の起債を制限
 - 同意がある場合＝収支不足額を振り替える地方債(再生振替特例債)が起債可能
- ・財政運営に関して、総務大臣による勧告(予算の変更等を含む)